

議案第 4 9 号

交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部改正について

交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部を改正する条例

(交流ひろば^ひ^か^りH i C a L i の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び会議室」を「、会議室及び喫茶室」に改める。

(日出町使用料条例の一部改正)

第 2 条 日出町使用料条例（昭和 4 7 年日出町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 交流ひろばH i C a L i の部に次のように加える。

喫茶室	6 時間を超え る場合	6 , 6 0 0 円
	6 時間以内の	3 , 3 0 0 円

	場合	
--	----	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

喫茶室を有料施設としたいので提出する。